

## 保育従事者に対する厚生労働大臣感謝状贈呈の概要

### 1. 主旨

永年にわたり保育事業に従事し、その功績が特に顕著な者に対して厚生労働大臣感謝状の贈呈を行い、その功績を讃え労苦に報いるとともに、併せて保育事業の進展に資するため、全国社会福祉協議会全国保育協議会の第60回全国保育研究大会の開催に当たり、これを記念して感謝状の贈呈を行う。

### 2. 対象者の範囲

保育所の長及びその他の職員であって、保育事業の進展に顕著な功績があり、他の模範と認められる者で、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する者。又は、(4)に該当する者。ただし、過去において、保育事業従事者として既に厚生労働大臣(厚生大臣を含む。)の表彰又は感謝状、褒章条例による褒章(紺綬褒章を除く。)及び春秋の叙勲により勲章を受けた者は除く。

- (1) 保育所の職員として、原則として15年以上勤務した者であって、現に在職している者
- (2) 年齢は、平成28年10月12日現在で満50歳以上である者
- (3) 原則として児童福祉事業功労により、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長、又は全国保育協議会長、日本保育協会会長及び全国私立保育園連盟会長から表彰を受けた者
- (4) その他特に顕著な功績のあった者

### 3. 表彰の方法

全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会主催「第60回全国保育研究大会」の場において、感謝状の贈呈を行うものとする。

### 4. 表彰の時期

平成28年10月12日